

地方議会議員年金制度の復活に反対する意見書（案）

地方議会議員年金制度は、厳しい年金財政の状況を踏まえ、平成 23 年 6 月 1 日に廃止された。

しかしながら、平成 24 年 5 月 24 日に開催された第 104 回市議会議員共済会代表議員会において、廃止された地方議会議員年金に変わる新たな地方議会議員の年金制度として、知事、市町村長や被用者が加入する基礎年金に上乘せの報酬比例部分のある被用者年金制度への加入を求める要望が決定され、都道府県議会議員共済会及び町村議会議員共済会とともに関係国会議員等に対し、要請が行われた。

また、平成 28 年 7 月及び平成 29 年 8 月には全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会及び全国町村議会議長会において、同様の決議や要望を採択し、国や国会の関係方面に要請活動が行われている。

議員年金制度は、廃止されたものの元議員等の既存支給者への給付はこの先約 50 年続き、その公的負担累計総額は、約 1 兆 1,400 億円にも上る巨大な額となる。その原資は全て税金であり、国や各地方自治体の財政運営に少なからぬ影響を与えている。

国民の日常生活は依然として厳しい環境に置かれている中で、地方議員だけを特別扱いすることは許されない。地方議会議員年金制度の廃止後も、莫大な税金投入が続いており、この制度を復活させれば、さらなる公費負担が必要になり、到底国民の理解を得られるものではなく、国民目線から遠くかけ離れた三つの議長の決議・要望は許容できるものではない。

よって、国におかれては、各議長会が進める地方議会議員を特別に処遇するような地方議会議員年金制度の復活には断固反対し、制度復活しないよう強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

2018 年 2 月 27 日
日本維新の会神戸市会議員団
幹事長 外海 開三